

入院調整および搬送について

10月1日以降の入院調整及び搬送については、以下のとおりとなります。

| 事項 | 現状 | 10月1日以降 (令和6年3月31日まで) |
|------|---|---|
| 入院調整 | 原則、医療機関間による入院調整 医療機関間で調整がつかない場合は、 保健所へご相談 | 原則、医療機関間による入院調整 <u>入院調整困難かつ重症・中等症Ⅱ等</u> <u>(※)の患者については、保健所を介</u> <u>さず、大阪府が入院調整業務を委託す</u> <u>る医療機関が支援</u> |
| 搬送 | 各施設で決定・確保 ・公共交通機関・自家用車等 ・病院車 ・民間救急車 ・救急車（緊急時） | 変更なし |

(※) 以下の患者を含む。

- ・特別配慮者（妊産婦、小児、透析患者、精神疾患を有する患者）
- ・呼吸困難で肺炎像がみられ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等